

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書

パリ協定の枠組みの下で脱炭素社会の構築が求められる中、環境負荷の削減やエネルギー安全保障等の観点から、太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされている。

こうした中、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）に基づく固定価格買取制度の創設以降、再生可能エネルギーの導入量は着実に増加してきている一方、一部の地域では、防災、景観及び環境面での不安や、固定価格買取期間満了後に太陽光パネルが放置されるのではないかとの懸念が生じている。

よって、政府においては、こうした不安や懸念を払拭しつつ、地域社会と共生する形での再生可能エネルギー導入をさらに促進する観点から、太陽光発電の適切な導入に向け、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については地域住民への事前説明を発電事業者に義務付け、その具体的な手続きを事業計画策定ガイドラインに明記するなど、地域住民との関係構築のために必要な取組を行うこと。
- 2 太陽光発電設備が災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、急傾斜地以外の斜面に設置される場合も含め、太陽光発電設備の設置に係る基準等の見直しを早急に行うこと。
- 3 発電事業終了後に太陽光発電設備の適切な撤去及び処分が確実に行われるよう、発電事業者による廃棄等費用の積立てを担保する制度及び回収された太陽光パネルのリサイクル制度の確立に向けた取組を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月3日

経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣
内閣府特命担当大臣（防災）

宛 て

福島県議会議長 吉 田 栄 光